

第9章 防災施設等

第1 暗渠等の設置

1 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず、在来の溪床に必ず暗渠工を設けること。

(1) 暗渠工は、樹支状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画すること。支溪がない場合又は支溪の間隔が長い場合には、20m 以下の間隔で集水暗渠を設けること。

(2) 暗渠工における幹線部分の管径は30cm 以上とし、支線部分の管径は15cm 以上とすること。

(3) 幹線部分の暗渠工は、有孔ヒューム管等にフィルターを巻いた構造とし、集水部分は、有孔ヒューム管等を用いる地下排水溝などの構造とすること。

(4) 排水は、表面法面、小段、暗渠など系統的に排水施設を計画し、造成部分の一部に排水系統の行き渡らない部分が生じないようにすること。

なお、盛土と現地盤との間に湧水又は地下浸透水が生じるおそれがある場合は、次図のような暗渠を設けて排水すること。

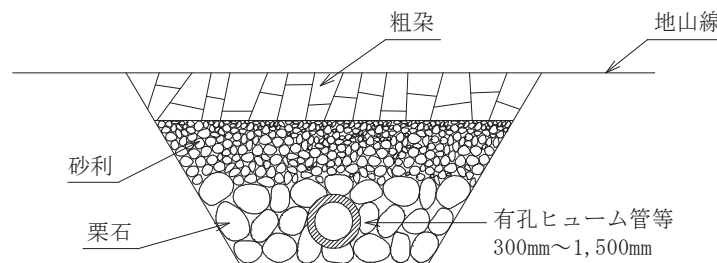


図16 暗渠標準図

2 常時流水のある場合は、流量算定の上、断面を決定し、算定の結果60cm 以下の場合でも、60cm 以上の管径をとること。

3 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤の適当な箇所に、その盛土の高さの1/5 以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠などを暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。

第2 沈砂池の設置

開発に伴い、区域外の人家、公共施設などに土砂の流入が予想される場合は、開発区域の地表勾配及び地質を考慮し、区域内の適地に沈砂池又は土砂留堰堤を設けること。ただし、調整池と併用する場合は、この限りでない。

第3 流出量の調整

開発に伴い、河川等の流域の流出機構が変化するなどにより、河川等への流入量が著しく増加し、災害を誘発するおそれがあり、かつ、下流河川等の改修又は排水施設の整備が開発のスピードに追い付かない場合は、広島県の「宅地開発等に伴う流量調整要領」に基づき、開発を行う者が河川等の改修又は調整池の設置などを行うこと。

第4 残流域に対する防災施設

- 1 第1章第4第1項第15号の災害防災施設については、残流域の面積、溪流勾配、溪流長、土質、崩壊箇所の有無などを勘案し、ダムを規模を検討の上、設置すること。

なお、ダムの規模の標準は、 $10,000\sim 37,000\text{m}^3/\text{km}^2$ とすること。

- 2 ダムの構造は、重力式コンクリートダムを基本とし、設計基準は、「河川管理施設等構造令」、「砂防技術基準」及び「治山技術基準」によること。

第5 工事中の防災対策等

工事の施工に伴う災害の防止措置及び河川への濁水流入防止措置などを講じること。

なお、河川への濁水流入防止措置については、広島県の「宅地開発等に伴う河川濁水防止指導要領」によること。